

最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな
被害回復措置等を求める意見書について

最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置等を求めるることについて、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年12月15日

旭川市議会
議長 福居秀雄様

提出者 旭川市議会議員

中村みなこ
植木だいすけ
小林ゆうき
まじま隆英
塩尻英明
高木ひろたか
石川厚子
能登谷繁

最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな 被害回復措置等を求める意見書

2013年から2015年まで生活保護基準が大幅に引き下げられたことに対して、北海道内の生活保護利用者153名が基準引下げ処分の取消しを求め提訴するなど、全国29地裁で同種の訴訟が行われた。そして、2025年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、引下げ処分を取り消した。

最高裁判決を受け、国には速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた全ての生活保護利用者が安心して生活できるよう、被害回復措置を早急に講ずることが強く求められている。

また、生活保護基準は就学援助などの諸制度とも連動しており、基準引下げに伴い、これらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられる。影響の実態を把握し、必要な対応を図ることも重要である。

さらに、被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定される。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。

よって、国においては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、次の事項について早急に実施するよう要望する。

- 1 全面解決のために、国の責任において、生活保護費の遡及支給等、速やかに被害回復の措置を講ずること。
- 2 生活保護基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
- 3 違法とされた生活保護基準の改定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会